

# 区長ハンドブック



旭市  
令和4年4月



## まえがき

区（自治会や町内会を含む。）は、一定の地域に居住する住民を会員として、住民相互の親睦を図り、住民福祉の増進に努め、関係官公署との協力推進等を行うことを目的として設立された任意の団体です。

各区は、その規模や歴史的経緯等によって違いはあるものの、各種行事や活動を通じて住民同士の親睦を図り、地域の課題や問題の解決に取り組むことで住民福祉の増進に努めています。

しかしながら近年は全国的に、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化などにより、住民と地域の繋がりが希薄化し、加入世帯の減少や役員のなり手不足、それに伴う各種行事の休止など、区の運営に関しさまざまな課題が見受けられます。

このハンドブックは、このような状況の中で区の運営に尽力されている区長の皆様の一助となるよう調製したものです。

これからの旭市の発展には、将来にわたって持続可能な地域社会の形成が必要不可欠です。今後も「チーム旭」によるまちづくりにご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

旭市総務課



# 目次

## 1 区について

①区の現状	1
②区の課題	1
③市の方針	2
④市から各区長に依頼すること	2

## 2 よくあるお問い合わせについて

【Q1】市役所以外の団体からの文書回覧依頼について	3
【Q2】防犯灯の設置要望等について	3
【Q3】道路側溝の清掃について	3
【Q4】区民館の修繕、祭用具の購入について	3
【Q5】道路に関する要望について	4
【Q6】市道等の草木の草刈・伐採について	4
【Q7】自主的な防災活動（自主防災組織）について	5
【Q8】災害時の避難情報等の収集について	5
【Q9】活動中のケガの補償について	6
【Q10】区の法人格取得（認可地縁団体）について	8

## 3 自治活動支援制度について

①行政連絡員制度	9
②行政連絡事務委託料	10

③LED防犯灯事業	11
④自主防災組織	12
⑤コミュニティ育成事業（集会施設建設・修繕）	13
⑥コミュニティ育成事業（一般コミュニティ助成）	14
⑦ゴミステーション設置（変更・廃止）申請	15
⑧ゴミステーション設置補助金	17
⑨道路側溝清掃	18
⑩環境美化モデル地区奨励金	19
⑪児童遊園施設維持管理業務委託料	20
⑫道路環境保全事業補助金	21

#### 4 市から推薦を依頼する委員等について

①防犯指導員	22
②交通安全指導員	22
③廃棄物減量化推進員	23
④保健推進員	23
⑤民生委員・児童委員	24
⑥主任児童委員	24
⑦青少年相談員	25
⑧農業委員	25
⑨農地利用最適化推進委員	26

- ⑩国勢調査統計調査員・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- ⑪農林業センサス調査員・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

## 5 旭市区長会について

- ①旭市区長会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- ②旭市区長会と各地域区長会・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- ③総会と役員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- ④役員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- ⑤行事等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- ⑥旭市区長会役員が委嘱を受ける審議会委員等・・・・30

## 6 各課一覧等

- ・各課一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- ・主要公共施設マップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

## 7 資料

- ・旭市区長会規約
- ・区加入勧奨パンフレット

1 区について

## ①区の現状

旭市には令和4年4月1日現在、147の区と8つの自治会があります。  
(旭地域：60区・7自治会、海上地域17区、飯岡地域33区・1自治会、干潟地域37区)

最も規模が大きい区は620戸が加入しており、1区あたりの平均加入戸数は108戸となっています。

区への加入世帯数、加入率等は、次の表のとおりとなっていて、年々減少しています。

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
世帯数	25,947	26,135	26,329	26,623
加入戸数	16,121	16,131	16,022	15,965
加入率	62.1%	61.7%	60.9%	60.0%

## ②区の課題

国（総務省）の地域コミュニティに関する研究会では、主に次の2点が課題として挙げられています。

- (1)「町内会は現在も地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしているが、加入率の低下や担い手不足等により、活動の持続性が低下している。」
- (2)「防災や災害発生時の共助、高齢者や子どもの見守りや居場所づくりなど、町内会へのニーズが変化してきているが現状では対応が難しい。」

これらの課題の解決については、どの地方自治体も頭を抱えていて、研究会においても未だ議論されているところです。



### ③市の方針

市では、協働によるまちづくりなどのさまざまな場面において「区は、基本的かつ最も重要な団体」であり、区の活発な活動には、加入率を上げることが重要であると考えています。

前述のとおり、旭市でも加入率は年々減少していて、効果的な対策が求められているところです。全国的に見ても加入率を短期的に向上させるのは容易なことではありませんが、引き続き国や他市区町村の情報収集を行うとともに先進的事例の調査・研究をして、新しい施策の検討や各区への情報発信に努めていきます。

### ④市から各区長に依頼すること

市から各区長に依頼することは、主に次のとおりです。

- (1)行政連絡事務（P10）
- (2)各種審議会等の委員の推薦（P22）
- (3)各種行事への参加

※各年度当初に当該年度の行事開催予定をお知らせします。

- (4)各区の要望等の取りまとめ

※ご要望やご意見等は、各担当課（P35）又は総務課に伝えてください。

ご負担をおかけいたしますが、本業の支障にならない範囲で協力をお願いいたします。

また、令和3年度から行政連絡員制度（P9）を本格的に運用し、各区長が市に対して、より容易に意見や要望を伝えられるようになりました。

その他、行政連絡事務については、各種回覧文書の必要性を見直し、毎月2回実施していたものを1回に縮減しました。

今後も皆さんのご意見を参考に改善に努めて参ります。





## 2 よくあるお問い合わせについて

<b>【Q1】市役所以外の団体から文書の回覧依頼があったがどうしたらよいか。</b>	
市では市民の皆さんに対する連絡を徹底するため、各区に行政連絡事務（P10）を委託していますが、市以外の団体（学校、警察、公益団体等）から市を経由せずに依頼がある場合があります。	
内容が公益目的である場合には、可能な限り協力をお願いいたします。公益性がないものについては、市としては配布・回覧等の必要はないと考えています。	
判断に迷う場合は、総務課庶務行政班にお問い合わせください。	
問合せ先	総務課 庶務行政班 ☎62-5310

<b>【Q2】道が暗いので防犯灯をつけてもらいたいけどどうしたらよいか。市が設置した防犯灯が壊れているがどこに言えばよいか。</b>	
市では夜間における犯罪や交通事故等の発生を防止し、市民生活の安全を確保するため、LED防犯灯の設置要望（P11）を受け付けています。	
また、市で設置した防犯灯に異状がある場合は、総務課地域安全班にご連絡ください。その際、防犯灯が付いている電柱番号又は管理番号（灯具についている旭の後の4桁の数字）をお知らせください。	
申請・問合せ先	総務課 地域安全班 ☎62-5311

<b>【Q3】道路側溝の清掃をしたいが、市で協力してくれることはあるか。</b>	
生活排水が流入する市管理の側溝等について、地区（区）と協働で側溝清掃を行うほか、側溝蓋の蓋上げ機の貸し出し（P18）もしております。くわしくは、環境課環境美化班にお問い合わせください。	
申請・問合せ先	環境課 環境美化班 ☎62-5329

<b>【Q4】区民館の修繕、祭用具の購入を検討しているが補助制度はあるか。</b>	
旭市コミュニティ育成事業（P13、14）の対象となる場合がありますので、市民生活課市民生活支援班にお問い合わせください。	
申請・問合せ先	市民生活課 市民生活支援班 ☎62-5396

【Q5】道路の白線の引き直しやカーブミラー等の設置要望は、どこに伝えたらよいか。

●市道の補修、白線の引き直し、カーブミラーなどの交通安全施設の設置などの要望

→建設課土木班（☎74-3987）

●国・県道への設置要望等

→海匠土木事務所（☎0479-72-1160）



●信号機などの交通規制施設及び速度規制、一時停止などの交通規制表示の設置要望

→旭警察署（☎64-0110）

にお伝えください。

【Q6】市道（県・国道）の路肩に雑草が茂っていて見通しが悪く危ない。どこに連絡したらよいか。





市道の路肩や法面の草刈りは、市道の道路管理者である市が草刈等を行いますので、旭市建設課管理班（74-3985）にご連絡ください。

県道や国道の場合は、海匠土木事務所（0479-72-1160）が管理しています。市にお問合せいただいた際に、対象箇所が県道や国道だった場合は、市から海匠土木事務所にお伝えします。

なお、民地から道路にはみ出している草木については、その土地の所有者が管理することとなっております。やむを得ず、区がその所有者の同意を得て伐採等をしようとする場合は、建設機械等の賃借に対し市が補助をする制度（P21）もありますので、お気軽にご相談ください。

申請・問合せ先	建設課 管理班 ☎74-3985
---------	---------------------

<p><b>【Q7】近年多発する災害に備えて、区（又は近隣の区と合同）で自主的に防災活動をしたいがどうしたらよいか。</b></p>	
<p>区、自治会その他の日常生活圏域を単位として組織された団体や区等の連合体で、自主的に防災活動（防災訓練、防災資機材の備蓄、初期消火、避難誘導等）を行うものを「<u>自主防災組織</u>」といいます。</p> <p>市では、自主防災組織の結成や活動を推進し、地域における地震などの災害による被害の防止、軽減を図ることを目的に<u>補助金（P12）</u>を交付しているほか、<u>設立にあたっての相談も受け付けています。</u></p> <p><u>市内には、小学校の学区単位で連合体をつくり、積極的に活動している自主防災組織もあります。</u></p> <p>くわしくは、総務課地域安全班にお問合せください。</p>	
申請・問合せ先	総務課 地域安全班 ☎62-5311

<p><b>【Q8】災害時に防災無線が聞き取れなかった場合、避難情報などはどのように、収集すればいいのか。</b></p>	
<p>防災無線の内容は、市ホームページで確認できます。</p> <p>また、「防災あさひメール」という、気象情報や防災情報などの緊急性の高い情報を、登録者に一斉配信するメールサービスを行っています。仕事や外出などで市外にいるときでも、情報を得ることができますので、もしもの時に備え、登録とサービスの周知をお願いします。</p> <p>登録方法は asahi-sr@e-bousai.jp に空メールを送信し、「e-bousai.jp」ドメインからのメールを受信できるようにしてください。</p> <p>他にも、市公式 SNS やテレビのデータ放送などでも、情報を発信しています。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">             防災情報サイト         </div> <div style="text-align: center;">             防災あさひメール         </div> <div style="text-align: center;">             Facebook         </div> <div style="text-align: center;">             Twitter         </div> </div>	
申請・問合せ先	総務課 地域安全班 ☎62-5311

【Q9】活動中に事故が発生し、ケガをしたが、補償等はあるか。

市が主催（共同主催を含む。）する行事や市から依頼を受けた活動の最中に急激かつ偶然な外来の事故が発生し、住民が死亡した場合や後遺障害、入通院を伴う傷害を負った場合は、全国市長会の市民総合賠償補償保険の対象となる可能性があります。

対象となるかどうかは、各行事や活動の内容により保険会社の判断を仰ぐこととなりますので、事案が発生した場合は、速やかに総務課庶務行政班までご一報ください。

【対象となる主な活動】

- 市が主催する社会教育活動、社会教育活動、社会福祉活動など
  - 市から依頼を受けて行うボランティア活動（河川や道路清掃など）
- ※このような活動でも実際の活動内容によっては補償の対象とならないことがありますので、必ず事前にお問い合わせください。

【対象とならないもの】

- 行事等に参加するための往復途上の事故
- 故意または重大な過失によるもの
- 犯罪行為または闘争行為によるもの
- 地震、噴火等の災害によるもの
- 医学的他覚所見のない、むちうち症や腰痛

など



【給付金の額】

区 分	給 付 額	
死亡給付金	5,000,000円	
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めるところにより後遺障害の程度に応じ200,000円から5,000,000円まで	
入院補償給付金	入院日数 1日以上 5日まで	10,000円
	入院日数 6日以上15日まで	30,000円
	入院日数16日以上30日まで	60,000円
	入院日数31日以上60日まで	90,000円
	入院日数61日以上90日まで	120,000円
	入院日数91日以上	150,000円
通院補償給付金	通院日数 1日以上 5日まで	5,000円
	通院日数 6日以上15日まで	10,000円
	通院日数16日以上30日まで	30,000円
	通院日数31日以上60日まで	45,000円
	通院日数61日以上	60,000円

問い合わせ先

総務課 庶務行政班  
☎62-5310

**【Q10】土地や建物を区の名義で登記したいが、どうしたらよいか。  
区で事業を行うため法人格を持ちたいが、どうしたらよいか。**

地縁による団体（※1）は、認可地縁団体制度により不動産等の保有等を目的に一定の手続きを行い、市の認可を受けることで法人格を取得でき、団体名による不動産登記等が可能になります。

また、令和3年5月の地方自治法の改正により「不動産等の保有の有無にかかわらず」地域的な共同活動（※2）を円滑に行うため法人格を取得できるようになりました。

認可を受けると、団体名義での契約や不動産の登記、団体印の登録、対外的な信用の獲得等、様々なメリットがあります。

令和4年4月1日現在、市内では22団体が認可地縁団体として活動しています。



（※1）地縁による団体

→区や自治会、町内会のようにその区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体

（※2）地域的な共同活動

→先進的な事例では、高齢者への生活支援や地域の特産品開発・マーケット運営等の経済活動などに取り組んでいる地縁による団体があります。

※認可の申請には、事前準備が必要となり時間を要しますので申請予定がある場合は、お早めに総務課庶務行政班にご連絡ください。

申請・問合せ先	総務課 庶務行政班 ☎62-5310
---------	-----------------------

### 3 自治活動支援制度について



## ①行政連絡員制度

概 要	<p>市は区との連絡を円滑にし、区からの意見や要望等の受入れを迅速かつ正確に行うため、<u>全ての区に対し、行政連絡員を選任しています。</u></p> <p>行政連絡員は、原則として、選任する区に地縁がある市役所職員を選任しており、その主な業務は次に掲げるとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①区長（区民）からの意見等の受け入れ</li><li>②受け入れた意見等の市への報告</li><li>③回覧物を区長へ送達</li><li>④その他、市に関係する諸事項</li></ul> <p>行政連絡員の選任については、毎年度の4月に各区長に通知します。積極的に本制度をご活用ください。</p>
補助金額	—
申請時期	—
提出書類	—
問合せ先	総務課 庶務行政班 ☎62-5310

## ②行政連絡事務委託料

<p>概 要</p>	<p>市は区に対して、各種文書の配布や情報伝達等の行政連絡事務（いわゆる回覧板など）を毎年委託しています。</p> <p>原則として、<u>毎月第 2 木曜日に配布文書等を行政連絡員がお届けします</u>ので、配布・回覧をお願いいたします。</p> <p>市は、<u>行政連絡事務の委託料として「80,000 円＋加入戸数×900 円」</u>を毎年6月までに交付しています。</p> <p>【参考】配布戸数が100戸の区  <math>80,000円 + 100戸 \times 900円 = 17万円</math></p>
<p>補助金額</p>	<p>80,000 円（基本額）＋（加入戸数×900円）</p>
<p>申請時期</p>	<p>5月</p>
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政連絡事務費請求書</li> <li>・振込先口座通帳のコピー</li> </ul>
<p>請求・ 問合せ先</p>	<p>総務課 庶務行政班</p> <p>☎62-5310</p>

### ③LED 防犯灯事業

<p style="text-align: center;">概 要</p>	<p>市では夜間の犯罪や交通事故等の発生を防止し、市民の安全を確保するため、LED 防犯灯の設置要望を受け付けています。</p> <p><b>【LED 防犯灯事業の対象】</b></p> <p>①道路を照らすもの（区民館や公園内を照らすものは対象外）          ②電気料金支払いの契約名義が区、自治会、町内会であるもの</p> <p><b>【防犯灯申請にかかる注意点】</b></p> <p>①新規設置する場合、隣の防犯灯等とおおむね 50m 以上離れている必要があります。          ②防犯灯は、基本的に電柱への取り付けとなります。なお、設置したい場所に電柱がない場合は、各区において自立柱を設置していただく必要があります。          ③防犯灯申請については、区長が行ってください。          ④申請書には、設置場所の住所、電柱番号、電気料金を支払うための電力会社との契約名義、位置図などが必要です。          ⑤予算の都合などにより、要望があった全ての箇所に設置できない場合があります。複数個所の要望がある場合は、優先順位を決めたくうえで申請してください。優先順位の低いところについては、次年度の設置となる場合があります。          ⑥市で設置した LED 防犯灯を移設・撤去したい場合は、新規設置と同様申請書の提出が必要となります。なお、自立柱に設置されている防犯灯の撤去の場合、灯具の撤去は市で実施しますが、自立柱の処分等については各区や自治会での対応をお願いします。</p> <p>※新規設置、移設・撤去後には必ず、電気料金の明細により、契約ワット数等に間違いがないかを確認してください。</p> <p><b>【経費区分】</b></p> <p>①新規設置費用：市負担          ②修繕費用：市負担          ③電気料金：区・自治会</p>
<p>補助金額</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>申請時期</p>	<p>随時（申請を受け付けた時期により設置時期が異なります。）          6月30日までに申請 → 10月頃に設置予定          11月30日までに申請 → 翌年3月頃に設置予定</p>
<p>提出書類</p>	<p>旭市防犯灯設置(移設・撤去)申請書</p>
<p>申請・ 問合せ先</p>	<p>総務課 地域安全班          ☎62-5311</p>

## ④自主防災組織

<p>概要</p>	<p>自主防災組織とは、市内の区、自治会その他の日常生活圏域を単位として組織された団体、区等の連合体のうち、自主的に防災活動を行うものをいいます。</p> <p>市では、自主防災組織の結成及び活動を推進し、地域における地震その他の災害による被害の防止、軽減を図ることを目的に補助金を交付しています。</p> <p>【補助金の対象】</p> <p>①自主防災組織が主催する防災訓練          ②自主防災組織が主催する防災に関する講習会及び研修等（※1）          ③防災リーダー等の人材育成          ④防災用資機材等の購入（※2）</p> <p>【申請にかかる注意点】</p> <p>（※1）講習会及び研修会等に係る補助金については、同一年度に防災訓練を実施した場合に限ります。</p> <p>（※2）防災用資機材等の購入については、当該補助金の交付を受けようとする年度から起算して、前5年度の間当該補助金の交付を受けていないことが必要となります。</p>
<p>補助金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～③の事項に要した費用の3分の2（限度額10万円）</li> <li>・④の事項に要した費用の3分の2（限度額10万円）。ただし、設立時に購入する場合は、購入に要した費用（限度額20万円）</li> </ul>
<p>申請時期</p>	<p>随時</p>
<p>提出書類</p>	<p>【交付申請時】 旭市自主防災組織補助金交付申請書に必要書類を添付</p> <p>【実績報告時】 旭市自主防災組織補助金実績報告書に必要書類を添付</p> <p>【請求時】 旭市自主防災組織補助金交付請求書</p> <p>※概算払請求の場合は、「旭市自主防災組織補助金概算払請求書」</p>
<p>申請・ 問合せ先</p>	<p>総務課 地域安全班</p> <p>☎62-5311</p>

## ⑤コミュニティ育成事業（集会施設建設・修繕）

<p>概 要</p>	<p>旭市コミュニティ育成事業補助金交付要綱に基づき、地域団体（区）が行う集会施設の建設・修繕に対して助成する制度です。<u>くわしくは市民生活課市民生活支援班にお問い合わせください。</u></p> <p>【申請の注意点】 この補助金の交付を受けた団体は、<u>下記の期間を経過するまでの間は、新たに当該補助金の交付を受けることができません。</u>（火災その他の災害を受けたときを除く。）</p> <p>①地区集会施設建設事業 20年 ②地区集会施設修繕事業 10年</p>
<p>補助金額</p>	<p>①地区集会施設建設事業 補助率 60%以内 限度額 700万円 （1万円単位、端数切捨）</p> <p>②地区集会施設修繕事業 補助率 50%以内 限度額 200万円、対象経費 20万円以上 （1万円単位、端数切捨）</p>
<p>申請時期</p>	<p>【要望】4～8月→【予算措置】→【申請】翌年4月以降</p> <p>※火災その他の災害を受けた時など緊急の場合は、随時ご相談ください。</p>
<p>提出書類</p>	<p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭市コミュニティ育成事業要望書</li> <li>・見積書</li> </ul> <p>【申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭市コミュニティ育成事業補助金交付申請書</li> <li>・旭市コミュニティ育成事業計画書及び収支予算書</li> <li>・区の規約</li> <li>・区の活動実施状況（区の当年度事業計画（行動計画）等）</li> <li>・区の収支予算書及び決算書（予算書：当年度分、決算書：前年度分）</li> <li>・見積書（当年4月1日以降に発行したもの）及び実施設計書</li> <li>・位置図</li> <li>・建築確認通知書の写し（施設建築の場合）</li> <li>・用地確保に関する申立書（借地等の場合）</li> </ul>
<p>申請・ 問合せ先</p>	<p>市民生活課 市民生活支援班</p> <p>☎62-5396</p>

## ⑥コミュニティ育成事業（一般コミュニティ助成）

<p>概 要</p>	<p>旭市コミュニティ育成事業補助金交付要綱に基づき、地域団体（区）が行うコミュニティ活動に必要な設備（祭用備品の購入）等の整備に対して助成する制度です。</p> <p>【申請の注意点】</p> <p>①財団法人自治総合センターが実施する宝くじ普及広報事業の採択が必須であり、1年度につき1市1区のみ申請で、<u>審査により必ず採択されるとは限りません。</u></p> <p>②この補助金の交付を受けた団体は、<u>20年経過するまでの間は、新たに当該補助金の交付を受けることができません。</u></p>
<p>補助金額</p>	<p>補助率 100% 限度額 250 万円、対象経費 100 万円以上（10 万円単位、端数切捨）</p>
<p>申請時期</p>	<p>【市に要望】随時→【県に事前申請】前年度の7～8月→【県ヒアリング】10月→【本申請】事業実施の1か月前まで</p> <p>※要望は、随時受付（<u>現在本市では令和14年度分まで受付済。新規要望は、令和15年度分以降となります。</u>）</p>
<p>提出書類</p>	<p>【要望（市に提出）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭市コミュニティ育成事業要望書</li> <li>・見積書及びカタログ</li> <li>・区の規約</li> <li>・区の活動実施状況（当年度事業計画（行動計画）等）</li> <li>・区の収支予算書及び決算書（予算書：当年度分、決算書：前年度分）</li> </ul> <p>※10年以上先の場合は、要望書のみでよい。</p> <p>【事前申請】及び【本申請】に係る提出書類については、別途ご案内します。</p>
<p>申請・ 問合せ先</p>	<p>市民生活課 市民生活支援班</p> <p>☎62-5396</p>

## ⑦ゴミステーション設置（変更・廃止）申請

<p>概 要</p>	<p><u>ゴミステーションを新たに設置、場所を変更、廃止する場合は、申請が必要になります。申請後に、ごみ収集車が収集を開始（廃止の場合は、停止）します。</u></p> <p><u>ステーションの設置（変更・廃止）については、「ゴミステーション設置（変更・廃止）についての注意事項」（次ページ）や下記事項をご確認ください。</u></p> <p>【申請にかかる注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミステーションの収集を行う（もしくは廃止により収集をやめる）ための申請になりますので、ゴミステーション設置補助金とは内容が異なります。</li> <li>・申請については、区長や管理者となる方が行ってください。</li> <li>・申請は、収集開始予定日から2週間前までに提出してください。また、回覧板等により利用者への周知もお願いします。</li> </ul> <p>※役員変更等により、4月からステーションの場所を変更する区が多いため、例年1月頃にごみの収集カレンダーを区長配布する際にステーション申請書類一式を同封しています。</p>
<p>補助金額</p>	<p>—</p>
<p>申請時期</p>	<p>随時</p>
<p>提出書類</p>	<p>・旭市ゴミステーション設置（変更・廃止）申請書          ※提出時に窓口でゴミステーションの場所を確認します。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>環境課 環境政策班          ☎62-5328</p>

## ゴミステーション設置（変更・廃止）についての注意事項

- 10世帯以上（原則）集まれば設置申請することができます。
- ごみの収集はパッカー車及び2 t ダンプで行います。  
設置場所は、収集車が通り抜け可能で（切り返し・バック不可）交差点や見通しの悪いカーブの近くは避け、作業員の安全や他車の交通等の妨げにならない場所を選定してください。
- 私有地に設置する場合は、地権者に必ず承諾を得てからにしてください。
- 設置の際はゴミステーションの管理者を1名決めてください。また、管理者は決められた日の朝8時までにごみを出すように、利用者に周知してください。
- ゴミステーションにごみを出すときは必ず分別し、旭市指定のごみ袋を使用してください。ルールの守られていないごみについては回収することができません。
- ゴミステーションの設置後は、管理者が責任をもって管理してください。
- ゴミステーションの清掃等の管理は、環境課では行いません。分別不良などによりステッカーが貼られ、回収されなかったごみは、管理者が分別し直すなどの対応をお願いします。  
なお、分別をし直す際に指定袋が必要な場合は環境課にご相談ください。
- 管理者に変更があった場合はステーションの設置場所の変更に関わらず届出をしてください。
- ゴミステーションの看板は、環境課にありますので必要な方は窓口にお越しください。なお、看板の設置については各自でお願いいたします。
- 設置場所を変更する場合は、新しく設置する場所だけではなく、元々ステーションがあった場所についても窓口で確認をさせていただきます。
- ゴミステーションを廃止する場合には、ステーションを利用していた住民に必ず廃止の旨を周知してから廃止申請を提出してください。
- 管理者が不明で清掃管理が出来ていないステーションは、届出の有無に関わらず廃止になる場合があります。



## ⑧ゴミステーション設置補助金

<p>概 要</p>	<p>ゴミステーションの<u>製作又は改良・修理を業者に依頼した場合に、その経費に対して予算の範囲内において補助金を交付しています。</u></p> <p>【申請にかかる注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付の申請は、区長が行ってください。 (組長・班長等は不可)</li> <li>・補助金の対象は、1年度につき各区1か所までです。</li> <li>・製作等の予定がある場合は、<u>事前に環境課へご相談ください。</u></li> <li>・<u>木材等を自ら購入して製作又は改良・修理した場合や、交付決定前に製作等に着手した場合は、補助金を交付することはできません。</u></li> </ul>
<p>補助金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①固定式ゴミステーション →製作経費の2分の1以内(限度額:10万円)</li> <li>②移動式ゴミステーション(金属製カゴ状) →製作経費の2分の1以内(限度額:5万円)</li> <li>③ゴミステーションの改良・修理 →改良(修理)経費の3分の1以内(限度額:7万円)</li> </ul>
<p>申請時期</p>	<p>随時(実績報告書を3月末に提出できる見込みがないものは不可)</p>
<p>提出書類</p>	<p>【補助金申請時の提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミステーション設置補助金交付申請書</li> <li>・見積書(業者→区) ・平面図、カタログ(構造がわかるもの)</li> </ul> <p>※申請時に窓口で設置場所を確認します。</p> <p>【実績報告時の必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書 ・請求書、領収書(業者→区)</li> <li>・ステーションの写真(3方向)</li> </ul>
<p>申請・ 問合せ先</p>	<p>環境課 環境政策班</p> <p>☎62-5328</p>

## ⑨道路側溝清掃（泥の回収）

<p>概 要</p>	<p>生活排水が流入する市管理の側溝等について、地区（区）から事前に提出された「道路側溝清掃計画書」に基づき側溝清掃を行います。</p> <p>作業は、<u>当該地区（区）と協働で行いますので、住民の参加をお願いします。</u>また、他の地区等との重複を避けるため、日程を調整して実施します。</p> <p><u>泥の回収や処分費は市で負担します。</u></p> <p>【作業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地区（区）→泥上げ作業、泥と葉や草等の分別</li> <li>• 市→泥の回収</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地区（区）で泥上げ作業が困難な箇所については、ご相談ください。</li> <li>• 側溝蓋の開閉のための蓋上げ機を貸し出ししています。</li> </ul>
<p>補助金額</p>	<p>—</p>
<p>申請時期</p>	<p>随時</p>
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路側溝清掃計画書</li> <li>• 側溝等清掃用機器借用書（蓋上げ機を使用する場合）</li> </ul>
<p>提出・ 問合せ先</p>	<p>環境課 環境美化班</p> <p>☎62-5329</p>

## ⑩環境美化モデル地区奨励金

<p>概 要</p>	<p>市民の環境意識を高めるとともに、市民と市が一体となって地域環境を保全し環境美化を推進するため、要件を満たす区に対し、原則、3年を限度として奨励金を交付しています。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境美化活動に熱意があること。</li> <li>• 組織、団体の体制が整っていること。</li> <li>• 市内に住所を有する者が10人以上所属していること。</li> </ul> <p>【環境美化活動とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路等の公共的な施設の定期的な清掃、美化及び緑化活動</li> <li>• ごみの不法投棄撲滅運動</li> <li>• その他の環境美化に係る活動</li> </ul> <p>その他、環境ボランティア団体が行う活動に対する報奨金の交付制度があります。くわしくは環境課にお問い合わせ下さい。</p>
<p>補助金額</p>	<p>上限50,000円（交付期間は原則3年を限度とする）</p>
<p>申請時期</p>	<p>5月（例年、5月1日号広報あさひに掲載）</p>
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境美化モデル地区指定申請書（初年度のみ提出）</li> <li>• きれいな旭をつくる会奨励金等交付申請書（事業計画書、活動参加予定者名簿）</li> <li>• 実績報告書は2月下旬に事務局からモデル地区へ送付</li> </ul>
<p>申請・ 問合せ先</p>	<p>環境課 環境美化班</p> <p>☎62-5329</p>

## ⑪児童遊園施設維持管理業務委託料

<p>概 要</p>	<p>市では児童遊園設置区の区長に対して児童遊園管理業務の一部を委託しており、当該委託に係る委託料を交付しています。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童遊園の見回り及び異常の確認（月1回程度）</li> <li>・ 荒天後の遊具等の破損状況の確認</li> <li>・ 児童遊園内の草取り、枝打ち、ごみ収集</li> </ul> <p>※草やごみの運搬は、市で対応します。</p>
<p>補助金額</p>	<p>区内の児童遊園1箇所につき年額20,000円</p>
<p>申請時期</p>	<p>4月</p>
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童遊園施設維持管理業務委託契約書</li> <li>・ 支払請求書</li> <li>・ 振込先口座の通帳の写し</li> </ul>
<p>請求・ 問合せ先</p>	<p>子育て支援課 子育て支援班</p> <p>☎62-8012</p>

## ⑫道路環境保全事業補助金

<p>概要</p>	<p>地域における安全な道路環境を保全するため、市民生活の安全上支障となる立竹木の除去作業を行う区に対し、補助金を交付しています。</p> <p>【補助金の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立竹木除去（伐採）に要する経費のうち、区が事業者等に対して支払う建設機械（器具）の借上料及びその燃料費</li> </ul> <p>【申請にかかる注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立竹木が存する土地の立竹木所有者の除去（伐採）同意が必要</li> <li>補助金の交付は、1年度中1回に限る。</li> </ul>
<p>補助金額</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内（上限50,000円）</p>
<p>申請時期</p>	<p>随時</p>
<p>提出書類</p>	<p>【申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旭市道路環境保全事業補助金交付申請書 ・見積書</li> <li>位置図（計画図） ・立竹木の写真</li> <li>立竹木所有者の同意（承諾）書</li> </ul> <p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旭市道路環境保全事業補助金実績報告書</li> <li>補助対象経費に係る領収書の写し ・事業完了後の写真</li> </ul> <p>【請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旭市道路環境保全事業補助金交付請求書</li> </ul>
<p>申請・ 問合せ先</p>	<p>建設課 管理班</p> <p>☎74-3985</p>

## 4 市から推薦を依頼する委員等 について

名 称	防犯指導員
活動概要	防犯活動を効果的に実施し、犯罪のない明るいまちづくりを推進するための活動をしていただきます。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯意識の啓発普及</li> <li>・警察の行う防犯対策への協力</li> <li>・少年非行防止活動への協力</li> <li>・犯罪の予防警戒</li> <li>・上記のほか、防犯に関し市長が必要と認める業務</li> </ul>
任 期	2年
報 酬	なし
要 件	特になし
次回推薦 依頼予定	令和4年11月頃
担 当	総務課 地域安全班 ☎62-5311

名 称	交通安全指導員
活動概要	交通事故防止及び交通道德の高揚を図り、併せて市内交通秩序を確保するための活動をしていただきます。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通道德の高揚及び関係法令の周知徹底</li> <li>・交通安全に関する広報宣伝活動</li> <li>・歩行者及び自転車利用者等の交通安全対策</li> <li>・上記のほか、市長が交通安全対策上必要と認めること</li> </ul>
任 期	2年
報 酬	年額25,500円
要 件	①市内在住の方 ②原則年齢20歳以上70歳未満の方 ③人格円満及び身体強健であって交通安全に熱意を有し、かつ、指導力のある方 ※地区により複数名の推薦を依頼する場合があります。
次回推薦 依頼予定	令和4年10月頃
担 当	市民生活課 市民生活支援班 ☎62-5396

名 称	廃棄物減量化推進員
活動概要	一般廃棄物の適正処理、分別排出及び資源化を推進し、一般廃棄物の減量化を図るための活動をしていただきます。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の分別及び排出方法の指導</li> <li>・一般廃棄物の排出抑制、再利用並びに資源化の普及及び啓発</li> <li>・ゴミステーションの清潔保持の指導</li> <li>・路上等へゴミをみだりに捨てる行為の監視及び市への通報</li> <li>・上記のほか、市長が必要と認めた事務</li> </ul>
任 期	2年
報 酬	なし
要 件	地域で適した方 ※地区により複数名の推薦を依頼する場合があります。
次回推薦 依頼予定	令和5年1月頃
担 当	環境課 環境政策班 ☎62-5328

名 称	保健推進員
活動概要	総合的な保健活動の推進と増大する生活習慣病や高齢化社会への対策として、疾病の予防や健康の保持増進のための活動をしていただきます。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業の円滑な実施を図るための担当地区内の問題点の把握、情報の提供、相談及び指導勧奨</li> <li>・健康の保持増進に必要な栄養、運動、休養等に関する知識の啓蒙及び普及活動</li> <li>・上記のほか、目的達成に必要な事業への協力及び母子保健、生活習慣病予防、食生活改善等に関すること</li> </ul>
任 期	2年
報 酬	年額20,000円
要 件	①市内在住の方 ②75歳未満の方 ③住民の健康問題に対する熱意及び行動力を持ち、実行力のある方 ※地区により複数名の推薦を依頼する場合があります。
次回推薦 依頼予定	令和5年12月
担 当	健康づくり課 庶務企画班 ☎63-8831



名 称	民生委員・児童委員
活動概要	同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割をつとめていただきます。
任 期	3年
報 酬	なし
要 件	①福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に通じ、積極的な活動ができる方 ②新任・再任の場合ともにおおむね75歳未満の方 ③担当する地域に2年以上居住している方
次回推薦 依頼予定	令和4年4月頃
担 当	社会福祉課 社会班 ☎62-5317

名 称	主任児童委員
活動概要	子どもや子育てに関する支援を専門に担当します。学校などと連携して、地域の「子育て応援団」としてさまざまな活動に協力していただきます。
任 期	3年
報 酬	なし
要 件	①児童福祉に対する理解と熱意があり、専門的な知識・経験を有し、積極的な活動ができる方 ②原則55歳未満の方 ※地域の実情に応じ、新任の場合は65歳未満の方、再任の場合は68歳未満の方も可。 ③担当する地域に2年以上居住している方
次回推薦 依頼予定	令和4年4月頃
担 当	社会福祉課 社会班 ☎62-5317

名 称	青少年相談員
活動概要	各種の青少年施策を総合的に推進するとともに、社会全体で青少年の成長を支え、守り育てていくことを目的に、スポーツ活動、通学合宿など幅広い活動を行っており、青少年の健全育成を推進するための活動をしていただきます。
業務内容	通学合宿、子どもパークゴルフ大会、海上キャンプ場宿泊体験などの運営
任 期	3年
報 酬	なし
要 件	20歳以上55歳以下の方 ※推薦区で調整して推薦を依頼します。
次回推薦 依頼予定	令和6年9月頃 令和6年9月 22期青少年相談員推薦依頼 令和6年12月 推薦区からの推薦書の提出 令和6年12月 推薦状況報告
担 当	教育委員会生涯学習課 社会教育班 ☎85-8627

名 称	農業委員
活動概要	地域の農業者の代表として活動し、主に農地の転用許可申請の審議や農業促進策の市への申し入れなどをしていただきます。身分は、特別職の非常勤職員となります。
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員会総会での農地法に基づく申請などの審議等</li> <li>農地利用最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）に関する業務等</li> </ul>
任 期	3年
報 酬	月額38,000円
要 件	農業に関する識見を有し、農地利用最適化の推進に関する事項、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方 ※破産手続開始の決定を受けている方などは、推薦できない場合があります。
次回推薦 依頼予定	令和4年9月頃
担 当	農業委員会事務局 農地庶務班 ☎74-7187

名 称	農地利用最適化推進委員
活動概要	農地利用最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進等）に関する現地での調査・指導等の活動をしていただきます。身分は、特別職の非常勤職員となります。
業務内容	農地利用最適化に関する現地調査・指導等
任 期	3年
報 酬	月額32,000円
要 件	農地利用最適化の推進に熱意と識見を有する方 ※破産手続開始の決定を受けている方など、推薦できない場合があります。
次回推薦 依頼予定	令和4年9月頃
担 当	農業委員会事務局 農地庶務班 ☎74-7187

名 称	国勢調査統計調査員
活動概要	国勢調査は、日本国内の人口、世帯、就業者からみた産業構造などの状況を明らかにすることを目的として5年ごとに実施されており、総務大臣から任命される非常勤職員として、統計調査に従事していただきます。
任 期	約2か月間（令和7年8月下旬～10月下旬）
報 酬	約30,000円～70,000円 ※調査を実施する件数により変わります。
要 件	①原則20歳以上で調査事務を遂行できる方 ②守秘義務を遵守できる方 ③警察・選挙に直接関係しない方
次回推薦 依頼予定	令和7年5月頃
担 当	企画政策課 統計班 ☎62-5397

名 称	<b>農林業センサス調査員</b>
活動概要	農林業センサスは、農林業の生産構造や就業構造の実態を調査し、各種農林業施策に必要な資料の整備を目的として5年ごとに実施されており、農林水産大臣から任命される非常勤職員として、統計調査に従事していただきます。
任 期	約2か月間（令和7年1月上旬～3月上旬）
報 酬	約9,000円～30,000円 ※調査を実施する件数により変わります。
要 件	①原則20歳以上で調査事務を遂行できる方 ②守秘義務を遵守できる方 ③警察・選挙に直接関係しない方
次回推薦 依頼予定	令和6年9月頃
担 当	企画政策課 統計班 ☎62-5397

## 5 旭市区長会について

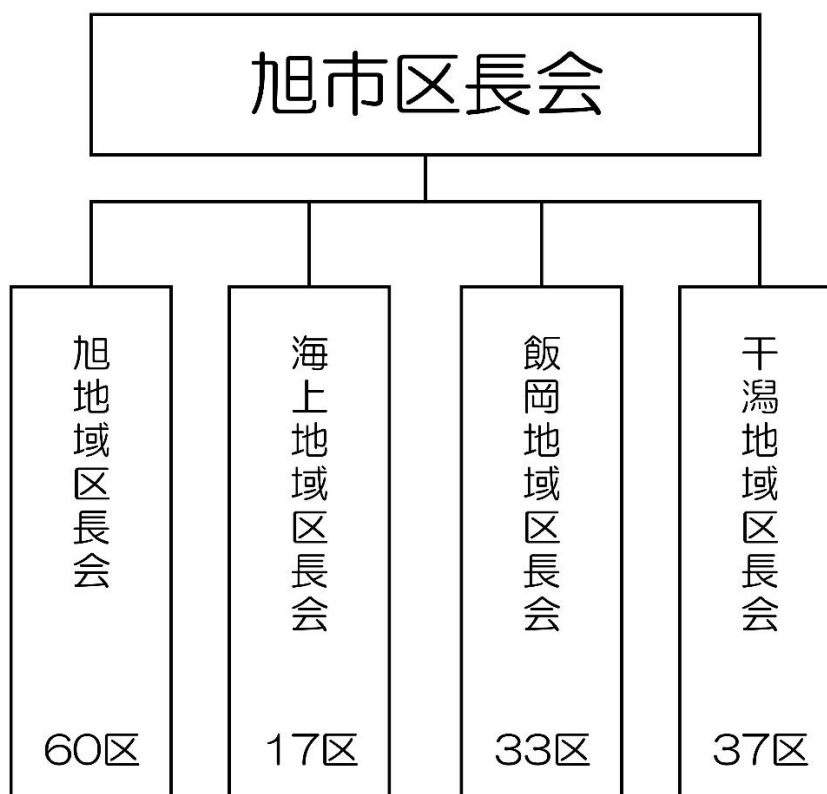
## ①旭市区長会について

旭市区長会は、平成17年7月の1市3町の合併後、平成18年5月に発足しました。

本会は、市内の全区長（147区長）をもって構成されており、年1回の総会をはじめ、視察研修などを実施し、各区の現状や課題などの情報交換をすることにより、自治活動や地域の活性化を図るとともに、各区及び市役所関係各機関等と緊密を図り、市民の福祉及び市政の総合的發展に寄与することを目的としています。

## ②旭市区長会と各地域区長会

旭市区長会は、各地域区長会の連合により構成されています。（下図参照）また、各地域区長会も小学校区単位の地区区長会の連合であることが多いです。



### ③総会と役員会

旭市区長会には、総会と役員会があります。

- (1)総 会 全区長の過半数の出席をもって成立し、予算・決算、役員  
の選出、区長会規約の改廃等について審議し、議決する。
- (2)役員会 区長会役員をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催  
する。各種行事の内容や区長会の運営に関する諸事項につ  
いて審議し、決定する。

### ④役員について

旭市区長会の役員は、輪番により各地域区長会の会長・副会長等が務めることとなっています。

旭市区長会の役員は、次のとおりです。

役職名	人 数	職 務 内 容
会 長	1	会の代表、会務の総理
副会長	3	会長の補佐
理 事	7	会の運営
監査委員	2	会の業務・運営の監査 監査結果の報告
会 計	2	経理事務

### ⑤行事等について

各種行事等については、例年、次のとおりです。

行事等	内 容	対 象	時 期
総会事前会議	新役員案の決定 総会の議事内容の説明	新役員候補者	4月中旬
定期総会	予算・決算、役員を選任等	全区長	4月下旬
役員会①	視察研修等について	役員	7月
視察研修	他自治体や防災施設等 の視察（例年1泊2日）	全区長	9～11月
役員会②	新年会等について	役員	12月
新年会	各区長間の情報交換、懇親等	全区長	1月下旬
会計監査	当年度の会計監査	監査委員 会計	翌年4月

## ⑥旭市区長会役員が委嘱を受ける審議会委員等

旭市区長会の役員は、その職に応じ、各種審議会等の委員を務めていただきます。

委嘱をさせていただく審議会等は、次のとおりです。なお、各種審議会等への出席については、本業の支障とならない範囲でご協力をお願いいたします。

審議会名	旭市国民保護協議会
組織目的	武力攻撃事態等における国民の保護のための処置に関する法律に基づき、市民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、市民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進する。
主な会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の諮問に応じて、市民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。</li> <li>・重要事項に関し、市長に意見を述べること。</li> </ul>
役 職	委員
会議回数	必要な時に随時開催
報 酬	日額6,000円
対 象	会長
担 当	総務課 地域安全班 ☎62-5311

審議会名	旭市防災会議
組織目的	災害対策基本法に基づき、地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議する。
主な会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。</li> <li>・市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</li> <li>・重要事項に関し、市長に意見を述べること。</li> <li>・法律又はこれに基づく政令により、その権限に属すること。</li> </ul>
役 職	委員
会議回数	必要な時に随時開催
報 酬	日額6,000円
対 象	会長
担 当	総務課 地域安全班 ☎62-5311



審議会名	<b>旭市防犯組合連合会</b>
組織目的	犯罪のない明るい社会をつくることを理想として旭市内居住者及び関係のあるものの相互の協力により、安全で安心なまちづくりのため、市及び市民等、事業者、警察が一体となった防犯対策の推進を図る。
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯理想の普及</li> <li>・青少年の健全育成</li> <li>・犯罪捜査に対する積極的協力</li> <li>・犯罪の予防警戒並びにこれに要する諸施設の拡充強化</li> <li>・その他防犯上必要な事項</li> </ul>
役職	一般防犯部
会議回数	1回（5月下旬）
報酬	なし
対象	<b>会長</b>
担当	総務課 地域安全班 ☎62-5311

審議会名	<b>旭市地域公共交通会議</b>
組織目的	道路運送法に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。
主な会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項</li> <li>・市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</li> <li>・地域公共交通計画の策定及び実施に関する事項</li> <li>・交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</li> </ul>
役職	委員
会議回数	2回程度（6月、1月） ※令和4年度については、計画策定のため年6回を予定。
報酬	日額6,000円
対象	<b>会長、副会長3名 計4名</b>
担当	企画政策課 企画調整班 ☎62-5307

審議会名	<b>旭市交通安全対策推進委員会</b>
組織目的	市の交通安全対策に当たり、広く意見を交換し、市民の交通安全思想の高揚と交通道德の向上を図ることにより、交通事故の防止に万全を期する。
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全に関する知識の普及</li> <li>交通安全思想の高揚</li> <li>交通安全に関する自主活動の奨励</li> <li>その他委員会の目的達成のため必要な事業</li> </ul>
役 職	委員
会議回数	1回（10月、産業まつり時の啓発協力）
報 酬	なし
対 象	<b>理事1名</b>
担 当	市民生活課 市民生活支援班 ☎62-5396

審議会名	<b>旭市環境審議会</b>
組織目的	市長の諮問に応じ、環境保全に関する重要事項に関することや公害に係る規制基準に関することなどを調査し、審議する。
主な会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全に関する重要事項に関すること。</li> <li>公害に係る規制基準に関すること。</li> <li>公害に係る苦情処理等に関すること。</li> </ul>
役 職	委員
会議回数	1～2回（会議開催予定 未定）
報 酬	日額6,000円
対 象	<b>理事1名</b>
担 当	環境課 環境政策班 ☎62-5328

審議会名	<b>きれいな旭をつくる会</b>
組織目的	市、市民、事業所が一体となって地域環境の保全及び美化を考え、積極的にきれいな旭をつくる運動を実施することで、環境意識の醸成を図る。
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>きれいな旭をつくる運動の実施計画の策定に関すること。</li> <li>計画の実施方法に関すること。</li> </ul>
役 職	委員
会議回数	2回（会議開催予定 未定）
報 酬	なし
対 象	<b>会長、副会長3名 計4名</b>
担 当	環境課 環境美化班 ☎62-5329

審議会名	<b>旭市健康づくり推進協議会</b>
組織目的	市の総合的な健康づくり対策を推進する。
主な 会議内容	市民の総合的な健康づくりのための方策を体系的に審議・企画する。
役 職	委員
会議回数	1回（会議開催予定 未定）
報 酬	日額6,000円
対 象	<b>理事1名</b>
担 当	健康づくり課 庶務企画班 ☎63-8831

審議会名	<b>社会を明るくする運動旭市推進委員会</b>
組織目的	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする運動を旭市で推進する。
主な 会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発運動の実施計画に関すること。</li> <li>・啓発の実施に関すること。</li> </ul>
役 職	委員
会議回数	2回（6月、7月）
報 酬	なし
対 象	<b>会長、副会長3名 計4名</b>
担 当	社会福祉課 社会班 ☎62-5317

審議会名	<b>旭市空家等対策協議会</b>
組織目的	市の空家等対策に係る計画や方針等について協議する。
主な 会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</li> <li>・特定空家等の認定の基準に関すること。</li> <li>・特定空家等に対する措置の方針に関すること。</li> </ul>
役 職	委員
会議回数	必要な時に随時開催
報 酬	日額6,000円
対 象	<b>理事1名</b>
担 当	都市整備課 建築住宅班 ☎62-5895

審議会名	<b>旭市水道事業運営協議会</b>
主な 組織目的	市長の諮問に依りて、旭市水道事業に関する事項について、調査や審議を行う。
会議内容	旭市水道事業の運営に関する重要な事項
役 職	委員
会議回数	2回（8月、2月）
報 酬	日額6,000円
対 象	<b>理事1名</b>
担 当	上下水道課 経營業務班 ☎62-5357

審議会名	<b>旭市社会福祉協議会理事会</b>
組織目的	旭市社会福祉協議会の行う業務について、審議を行う。
主な 会議内容	事業計画・予算、事業報告・決算、諸規程の制定及び改正など重要事項の議決を行う。
役 職	理事
会議回数	4回程度（会議開催予定 6月、10月、12月、3月）
報 酬	日額2,000円
対 象	<b>会長</b>
担 当	社会福祉法人旭市社会福祉協議会 ☎57-5577

## 6 各課一覽等

課名	班名	主な業務	場所
秘書広報課	秘書班 電話：62-5306	市長・副市長の秘書、陳情・請願の受付	本庁舎3階
	広報広聴班 電話：62-8070	広報紙、ホームページ、広聴	
行政改革推進課	行政改革班 電話：62-5345	行政改革の推進、計画の進行管理、事務改善、事務事業評価、徴収対策室	
	資産経営班 電話：62-5366	公共施設などの総合管理、市有財産管理、庁舎管理	
総務課	庶務行政班 電話：62-5310	条例・規則、文書管理、行政連絡事務（区長会）、情報公開、儀式・表彰	
	職員班 電話：62-5368	人事、給与、職員研修、福利厚生	
	地域安全班 電話：62-5311	地域防災計画、災害対策、防災行政無線、防犯対策	
企画政策課	企画調整班 電話：62-5307	市の総合的な計画の立案、デマンド交通、コミュニティバス	
	政策推進班 電話：62-5382	市の重要施策、定住促進、ふるさと応援寄付、姉妹都市・国際交流、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院調整室	
	統計班 電話：62-5397	統計調査、統計資料作成	
	情報管理班 電話：62-8090	電算業務総合調整・運用	
財政課	財政班 電話：62-5316	予算編成・管理、財政計画、地方交付税、市債	
	契約検査班 電話：62-5394	入札、契約、工事の検査	
税務課	課税班 電話：62-5321	市民税・軽自動車税・国民健康保険税の課税、原付自転車などの登録	本庁舎1階
	資産税班 電話：62-5323	固定資産税・都市計画税の課税	
	収税班 電話：62-5322	市税の徴収、口座振替	
市民生活課	管理班 電話：62-5325	住民基本台帳・戸籍の記録・管理、旅券発行	
	窓口班 電話：62-5326	住民基本台帳・戸籍の各種届け出、各種証明書の交付、印鑑登録・証明、自動車の臨時運行許可、埋火葬許可、マイナンバーカード	
	市民生活支援班 電話：62-5396	法律・行政・人権・交通事故相談、交通安全対策、市バス、交通災害共済、市民協働、男女共同参画、コミュニティ育成支援、DV対策、姉妹都市宿泊助成、出前講座、出会いの場の提供	
	海上出張所 電話：55-3111	各種証明書の発行	
飯岡出張所 電話：57-3111	旭市保健センター (旧飯岡保健センター)		
干潟出張所 電話：68-2111	ひかた市民センター		
環境課	環境政策班 電話：62-5328	ごみ処理、公害、鳥獣の保護、自然保護、土砂等による埋立許可、ごみの収集	本庁舎2階
	環境美化班 電話：62-5329	ごみ処理の実施、排水路・側溝の清掃、公共施設等の清掃、狂犬病予防、火葬場管理	
保険年金課	国民健康保険班 電話：62-5331	国民健康保険、滝郷診療所（電話：55-3017）、国保特定健診（電話：62-5401）	本庁舎1階
	高齢者医療年金班	後期高齢者医療（電話：62-5882） 国民年金（電話：62-5332）	

課名	班名	主な業務	場所
健康づくり課	庶務企画班 電話：63-8831	健康づくり推進協議会、健康づくり事業、保健推進員、献血、健康増進センターの管理・運営、特定不妊治療費の助成	本庁舎2階
	成人保健班 電話：63-8766	健康増進法に基づく健診・検診・保健指導、成人の予防接種、感染症の予防、食生活改善、健康相談	
	母子保健班 電話：63-8711	母子健康手帳の交付、赤ちゃん全戸訪問、乳幼児健診、子どもの予防接種、育児に関する相談・各種教室、歯科保健事業、旭市子育て世代包括支援センター（電話：74-7102）	
社会福祉課	社会班 電話：62-5317	民生委員・児童委員、戦傷病者・戦没者遺族など、日本赤十字社、保護司、高齢者支援（老人クラブ、長寿祝金など）、あさひ健康福祉センター（電話：62-0686）	本庁舎1階
	保護班 電話：62-5861	生活保護、行旅病人・死亡人	
	障害福祉班 電話：62-5351	身体障害者・知的障害者・精神障害者の援護	
子育て支援課	子育て支援班 電話：62-8012	児童福祉、ひとり親家庭支援、子ども医療費の助成、児童遊園管理、家庭児童相談（電話：62-5362）、旭市子育て支援センターハニカム（電話：62-7099）	本庁舎2階
	保育班 電話：62-5313	保育所、認定こども園、保育料	
高齢者福祉課	介護保険班 電話：62-5308	介護保険、介護認定、介護保険料	本庁舎1階
	高齢者班 電話：62-5350	高齢者の福祉事業、旭市基幹型地域包括支援センター（電話：62-5433）	
商工観光課	商工労政班 電話：62-5874	商業振興、商工諸団体、中小企業金融、計量器、消費者行政、工業振興、企業誘致、労政事務、雇用対策協議会	本庁舎2階
	観光班 電話：62-5338	観光振興、観光客誘致、観光宣伝、観光イベント、観光施設の管理	
農水産課	振興班 電話：74-3671	水田農業・野菜・花き・果樹・水産業・水産加工業の振興、資金融資、担い手の育成、新規就農支援	本庁舎3階
	農業基盤整備班 電話：74-3660	農業振興地域の整備、農業生産基盤の整備、農村公園	
	畜産班 電話：74-3633	畜産振興、家畜防疫	
建設課	管理班 電話：74-3985	市道・法定外公共物の管理・境界、道路台帳	本庁舎2階
	用地班 電話：74-3986	道路用地買収・収用、物件補償、地籍調査	
	土木班 電話：74-3987	道路・河川・橋梁などの整備、排水対策、交通安全施設	
都市整備課	都市計画班 電話：62-5355	都市計画、宅地開発指導、国土利用計画法の届け出、公有地拡大の推進に関する届け出、都市計画図・白地図の販売、屋外広告物	本庁舎2階
	街路公園班 電話：62-5354	都市計画街路事業、公園・緑地などの整備、駅前周辺整備	
	建築住宅班 電話：62-5895	建築の指導・確認申請、リゾート地域大型建築物の建築、市営住宅、空き家対策	
会計課	出納班 電話：62-5335	現金・有価証券の出納、決算	本庁舎1階

課名	班名	主な業務	場所
上下水道課	経營業務班 電話：62-5357	公営企業会計業務、水道の給水申込納付金、公共下水道の受益者負担金・分担金、農業集落排水の受益者分担金、指定工事店の指定、上下水道の普及促進	浄化センター 2階
	工務班 電話：62-5364	(水道) 水質管理、量水器、水道施設・管路の維持管理、道路上の漏水処理、給水装置工事の審査・検査 (公共下水道・農業集落排水) 下水道施設・管渠の維持管理、宅内排水工事の審査・検査	
	上下水道 お客様センター 電話：63-8881	上下水道の利用手続きや料金(使用料)の収納	浄化センター 1階

## 【委員会】

課名	班名	主な業務	場所
教育委員会 教育総務課	学校教育指導室 電話：62-5353	学校の管理運営、指導助言	本庁舎4階
	総務班 電話：85-8617	教育委員会の庶務、児童生徒の就学、区域外就学、就学援助、育英資金	
	施設班 電話：85-8619	学校と放課後児童クラブの整備および維持管理	
	指導班 電話：85-8634	教科書・教材、教育の情報化、外国語指導助手、学校保健、放課後児童クラブの運営	
	給食班	学校給食の提供、第一学校給食センター(電話：62-0366)、第二給食センター(電話：55-2246)	各施設
教育委員会 生涯学習課	社会教育班 電話：85-8627	生涯学習、社会教育活動奨励、図書館(電話：62-2560)	本庁舎4階
	文化振興班 電話：85-8628	文化団体の育成、文化活動の奨励、文化振興、千葉県東総文化会館の利用促進、文化財保護、文化施設、大原幽学記念館(電話：68-4933)	
	社会教育施設班 電話：55-2566	社会教育施設の管理・運営、市民会館(電話：63-8755)、海上公民館(電話：55-2566)、いいおかユートピアセンター(電話：57-6060)、干潟公民館(電話：68-3111)、海上ふれあい館(電話：55-5115)、海上キャンプ場(電話：55-5250)	各施設
教育委員会 体育振興課	体育振興班 電話：64-1132	社会体育、社会体育関係団体の指導育成、市民スポーツの普及、スポーツ推進委員	本庁舎4階
	体育施設班 電話：64-1101	社会体育施設の管理・運営、社会体育施設の利用予約、開放学校	旭市総合体育館
農業委員会事務局	農地庶務班 電話：74-7187	農業委員会業務、農地の権利移動調整・転用、農家基本台帳、農地の諸証明、農業者年金	本庁舎3階
監査委員事務局	電話：62-5319	監査、検査、審査、調査	本庁舎2階
選挙管理委員会 事務局	電話：62-5310	選挙の執行	本庁舎3階 (総務課内)
固定資産評価審査 委員会事務局	電話：62-5310	固定資産の評価に関する不服の審査	



### 【議会】

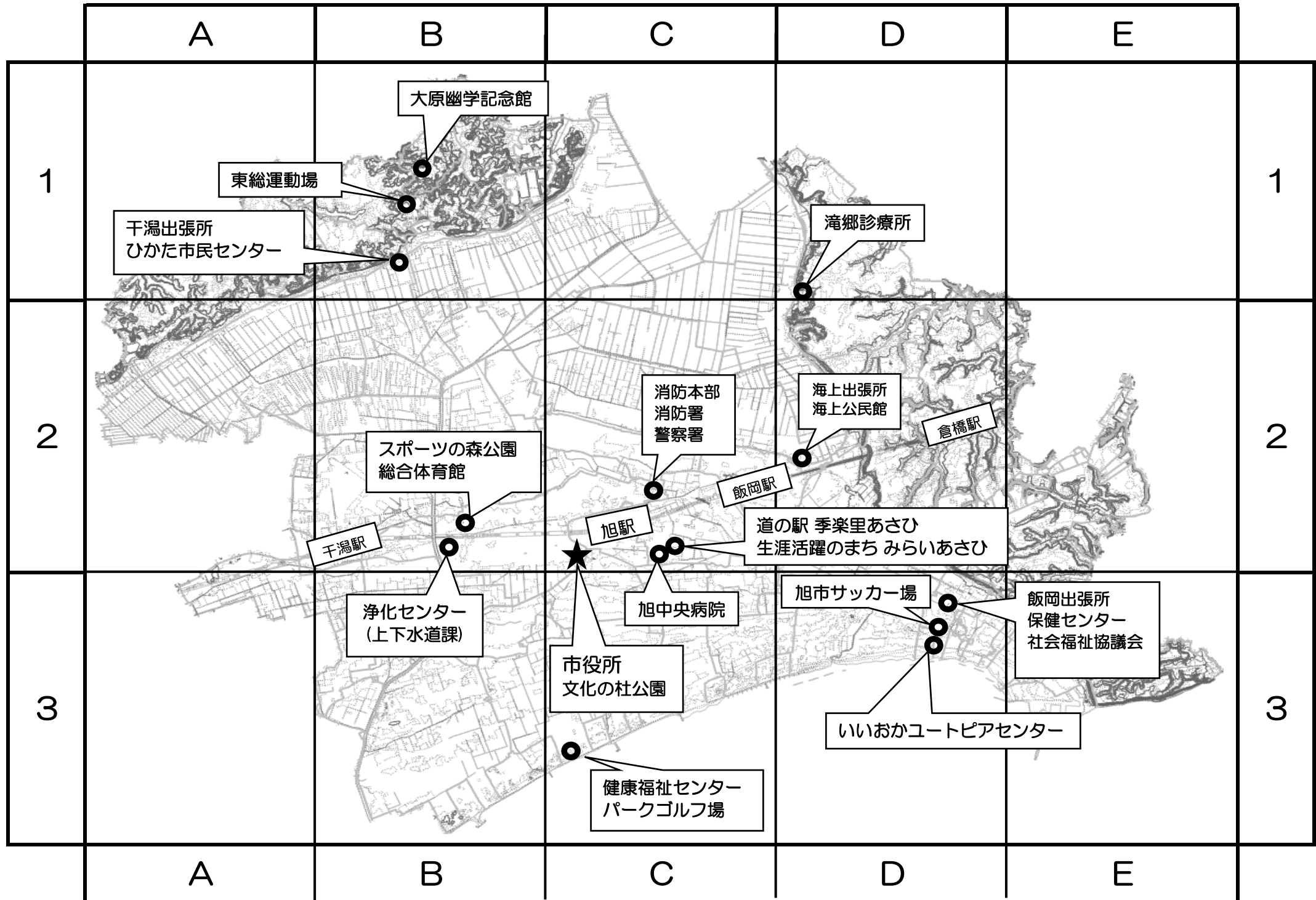
課名	班名	主な業務	場所
議会事務局	庶務班 電話：62-8004	議員の身分・報酬など、庶務	本庁舎4階
	議事班 電話：62-5304	本会議・委員会の運営、陳情・請願の受付、会議録調製	

### 【消防本部・消防署】

課名	班名	主な業務	場所
消防本部 総務課	総務班 電話：63-5355	庶務、人事、組織、企画	消防本部
	消防団班 電話：63-5355	消防団	
消防本部 予防課	予防班 電話：63-5356	火災予防、防火管理	
	危険物班 電話：63-5356	危険物の規制、火災の証明	
消防本部 警防課	警防班 電話：63-5357	水・火災などの警防計画、消防施設の整備・維持管理	
	通信班 電話：63-0119	災害情報収集、通信機器保守	
消防署	電話：63-0119	水・火災の警戒防御、救急業務、救助業務 海上分署（電話：55-2119） 飯岡分署（電話：57-3324） 干潟分署（電話：68-2000）	消防署

### 【外郭団体】

課名	班名	主な業務
社会福祉法人 旭市社会福祉協議会	電話：57-5577	高齢者・障害者・低所得者などの福祉相談・援助、ボランティア活動の推進
社団法人 旭市シルバー人材 センター	電話：60-1150	高齢者への仕事の提供（仕事の申し込み、会員の登録など）



# 主要公共施設マップ

## 7 資料

## ○旭市区長会規約

(名称)

第1条 本会は、旭市区長会と称す。

(構成)

第2条 本会は、旭市の区長をもって組織する。

(所在)

第3条 本会の事務所は、旭市役所総務課に置く。

(目的)

第4条 本会は、各区及び市役所関係各機関等相互の緊密を図り、市民の福祉及び市政の総合的発展に寄与することをもって目的とする。

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 会長   | 1人 |
| (2) 副会長  | 3人 |
| (3) 理事   | 7人 |
| (4) 監査委員 | 2人 |
| (5) 会計   | 2人 |

(選出)

第6条 役員は、総会において選出する。

(任期)

第7条 役員は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員によって選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期が満了した後も、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行うものとする。

(任務)

第8条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を行う。

3 理事は、会長に協力して会の運営に当たる。

4 監査委員は、本会の業務及び経理を定期又は必要に応じて臨時に監査し、総会に報告する。

5 会計は、本会の経理事務の一切を行う。

(総会)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、全区長の過半数の出席をもって成立する。

(招集)

第10条 定期総会は、毎年1回(年度当初)とし、臨時総会は、会長が必要と認めるときに招集する。

(議長)

第11条 総会は、会長がその議長となる。

2 会長及び副会長に事故があるときは、出席者の互選によって議長を定める。

(議事)

第12条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、次の各号に掲げる事項は、出席者の3分の2以上で決する。

(1) 予算の議決、決算の承認

(2) 規約の改廃

(3) 特に重要な事項で総会で定めた事件の審議

(書面等による決議)

第13条 会長は、特段の事情により必要と認めるときは、総会の招集を行わず、書面その他の方法で承認を得ることにより、総会の決議に代えることができる。

2 前項に規定する決議については、前条の規定を準用する。

(役員会)

第14条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成し、会長が必要と認めるときに招集し、かつ、その議長となる。

(会計)

第15条 本会の会計は、会計年度による。

(経費)

第16条 本会の経費は、各区分担金、寄附金その他の収入をもって支弁する。

2 各区分担金の年額は、役員会において協議し、会長が定める。

(弔慰金等)

第17条 本会の会員に次の表のとおり弔慰金等を贈ることができる。

区分	対象者	弔慰金等	
		弔慰金等の額（円）	花環
死亡	会員	5,000	1基
	配偶者	5,000	1基
	1親等の親族（同居のみ）	5,000	1基
新盆見舞	会員	2,000	—
	配偶者	2,000	—
	1親等の親族（同居のみ）	2,000	—

附 則

この規約は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。

# 区(自治会)加入のご案内

ふれあい・助けあい・支えあい  
～いざという時、あなたの周りに助け合える人はいますか？～



## 区(自治会)について

一定の地域に住む人たちが、自主的に結成する組織で、地域における課題や問題の解決に取り組み、互いに助け合いながら、住みよいまちづくりを目指し活動しています。

## 区(自治会)の重要性

普段、生活をするにあたって、ご近所付き合いの必要性について深く考えることは、あまりないかもしれませんが、しかし、もしもの時には、ご近所同士の助け合いによる「**地域の絆**」が大切となります。

まだ記憶に新しい平成23年の「東日本大震災」において、救助された人々の多くは家族や近隣住民によるものと言われています。これは、日頃のご近所付き合いで、どこに誰が住んでいるかがわかっていたためです。

「**地域の絆**」は、万が一の時の力となり、積極的な区(自治会)の活動への参加がより強い絆を育みます。

## 【加入申込先】

- 区(自治会)名
- 連絡先
- 電話

## 【加入申込書】

- ふりがな世帯主名
- 住所
- 電話
- 申込日

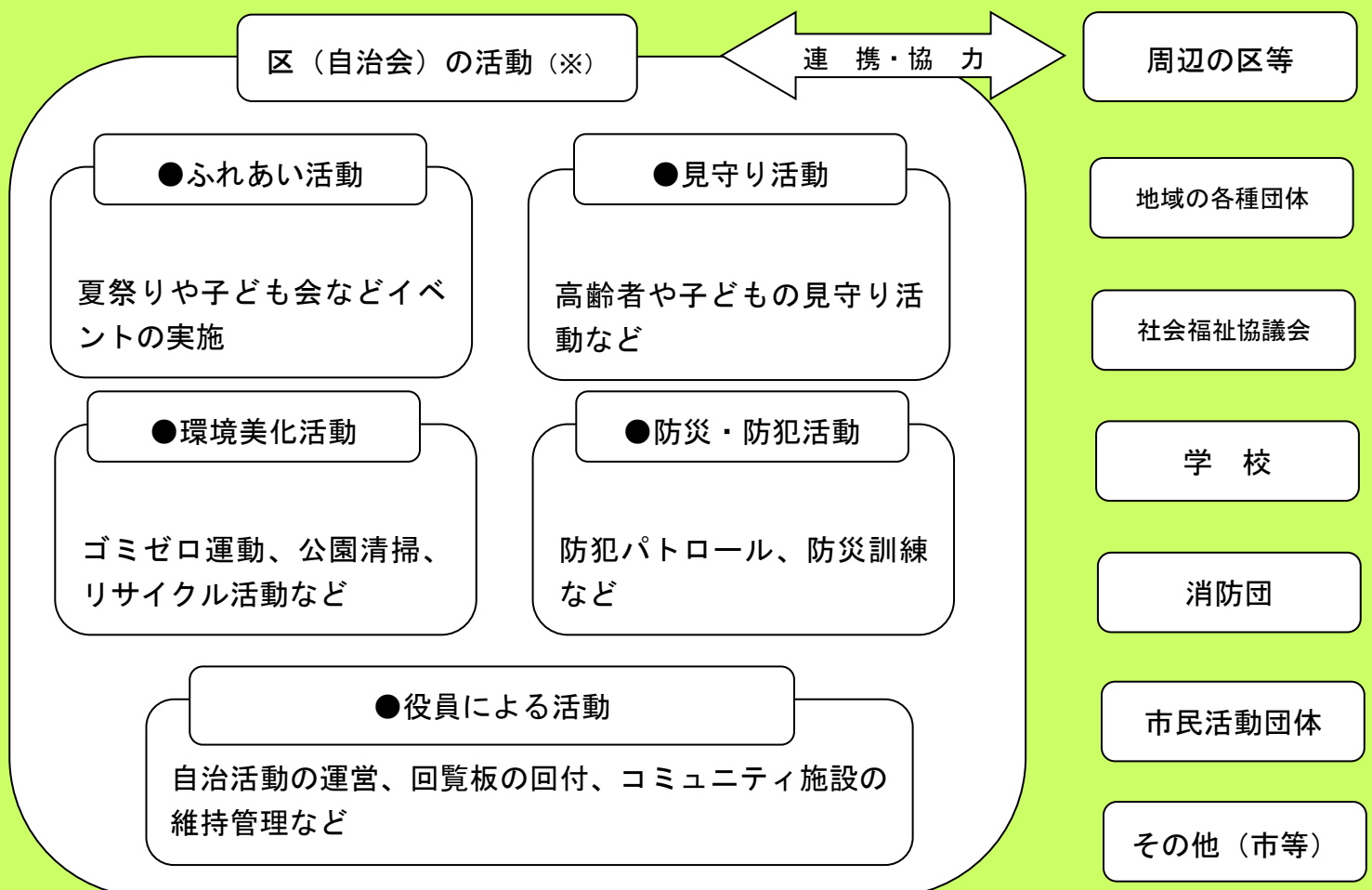
旭市の区（自治会）は  
こんな活動をしています

旭市では、現在、150を超える区（自治会）があり、地域コミュニティの核となる組織として、地域の親睦を深めながら地域のふれあいの輪を広げて、人々の連帯意識の向上に努めています。

活動の一例として、地域の祭りをはじめとする住民のふれあいと交流のきっかけとなるイベントの開催や防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動など、住民同士が楽しく、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

また区（自治会）は、日頃からの支えあいや助け合いの意識から、地域の各種団体と連携した活動を行っています。

こうした互助の輪を通じた活動は「地域の絆」を育み、災害時など困難な状況で大きな力を発揮します。



※ 区（自治会）の活動は、規模等によって違いはありますが、活動の目的は同じです。  
また、区（自治会）によって、実施していない活動もあります。

○新たに参加したい方は、お住まいの地域の区長（自治会長）に直接ご連絡ください。  
その他お問合せがありましたら、旭市区長会事務局（総務課庶務行政班 TEL0479-62-5310）までご連絡ください。